

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県さいたま市岩槻区加倉192番地1

氏名 株式会社幸喜
代表取締役 濱田 喜久男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成28年10月 7日

許可の有効年月日 平成33年10月 6日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く）

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンク
リート・陶磁器くず、がれき類

(以上8種類)

複写無効

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条
例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成28年10月 7日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区加倉 1 9 2 番地 1

氏 名 株式会社 幸喜
代表取締役 濱田 喜久男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上 田 清 司



許 可 の 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 2 3 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平 成 3 3 年 9 月 2 2 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

ゴムくず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず

がれき類

以上8種類

複写無効

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成 28 年 9 月 23 日	指令産廃第 7 - 287 号	新規許可
	以 下 余 白	

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市岩槻区加倉192番地1

氏 名 株式会社 幸喜
代表取締役 濱田 喜久男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成28年 9 月27日

許可の有効年月日 平成33年 9 月26日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、ク がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 9 月27日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

複写無効